

令和 2 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会

大船渡地区環境衛生組合

令和2年大船渡地区環境衛生組合議会第1回定例会会議録

令和2年2月14日（金）午後1時00分開議

議事日程第1号

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | 議案第1号 令和2年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて |
| 日程第4 | 議案第2号 令和元年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）を定めることについて |
| 日程第5 | 議案第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第4号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて |

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席議員（9名）

議長	小松 龍一 君	副議長	村上 薫 君
1番	金子 正勝 君	2番	奥山 行正 君
4番	船砥 英久 君	5番	荻原 勝 君
7番	今野 善信 君	8番	淵上 清 君
10番	滝田 松男 君		

欠席議員（1名） 3番 東 堅市 君

遅刻議員（0名）

早退議員（0名）

当局出席者

管理者	大船渡市長	戸田 公明 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	高 泰久 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	佐藤 力也 君

幹事出席者

大船渡市生活福祉部市民環境課長	下田 牧子 君
住田町町民生活課長	梶原ユカリ 君

事務局出席者

事務局長	及川 吉郎 君
係 長	大友 崇志 君
主 任	笹崎 大岳 君

午後 1 時 00 分開会

○議長（小松龍一君） それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。ただいまから令和 2 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 9 名であります。欠席の通告は、3 番東堅市君であります。

ここで議事日程に入る前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から令和元年度定期監査結果及び令和元年度 11 月、12 月分の一般会計と歳計外現金の例月出納検査結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。以上で諸報告を終わります。

○議長（小松龍一君） それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めて参りたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（小松龍一君） 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

○議長（小松龍一君） 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、規定により議長から 9 番村上薫君、10 番滝田松男君の両名を指名いたします。

○議長（小松龍一君） 次に日程第 3、議案第 1 号、令和 2 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについてを議題といたします。管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（戸田公明君） 令和 2 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算の審議に先立ちまして、組合運営の基本方針を申し述べさせていただきますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

我々の暮らしは、豊かな自然とそこから得られる恵みにより成り立っており、この快適な環境を後の世代に引き継ぐことは、今を生きる全てのものにとっての義務であり使命であります。昨今の廃棄物を取り巻く社会情勢は、海洋プラスチック問題や温暖化防止に向けた低炭素社会の構築など地球規模に拡大し複雑化しており、リデュース、リユース、リサイクルのより一層の推進による循環型社会の構築に向けた取り組みの重要性が増しております。

このような中、組合が担っております関係市町の家庭等から排出されるごみの収集及び処分につきましては、岩手県沿岸南部クリーンセンターにおける広域処理の実施と相まって順調に推移しているところであります。

昨年度におけるごみの排出量は、ピークであった平成 15 年度の 70%を割り込み、過去最も少ない年度であった平成 23 年度を下回る数値となりました。減少の主な要因としては、管内人口の減少もございましたが、循環型社会の構築に向け、減量化や再資源化に対する住民一人ひとりの意識が高まってきていることによるものと推察しております。

この流れを継続させ、恵まれた自然環境を保全するとともに、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向けて、関係市町等との連携を深めながら、限られた財源を効果的に活用し、多様化する諸課題への的確な対応に努め、ごみの減量化や分別、リサイクルを含めた適正処理を推進する環境組合行政を進めて参ります。

こうした観点に立ちまして、令和 2 年度一般会計予算について申し上げます。

ごみの収集業務につきましては、行政改革推進の観点から、平成 12 年度より段階的に民間事業者へ委託しており、組合が保有する人的、物的資源の効率的かつ効果的な活用を考慮したうえで安定して収集業務が行われるよう、平成 30 年度からの継続契約により、引き続きごみ収集車 5 台分の収集業務の民間委託を予定しております。また、高齢者、身障者世帯における粗大ごみ等の訪問収集業務につきましても継続して実施いたします。

ごみの中間処理業務につきましては、近隣地区における生活環境を損なうことのないよう配慮しながら、岩手沿岸南部広域環境組合と連携を密にし、計画的にごみの搬出が図られるよう取り組んで参ります。

また不燃ごみや粗大ごみの処理につきましても、安定して処理業務が行われるよう、平成 30 年度からの継続契約により、引き続き民間事業者への委託による実施を予定しております。

岩手沿岸南部クリーンセンターから搬入される溶融飛灰の処分につきましては、住田町大平地内の一般廃棄物処分場におきまして、近隣地区の自然環境や生活環境の悪化を招くことのないよう、浸出水処理施設をはじめとする施設の維持管理に努めるとともに、国の補助金を活用した原発事故由来の放射性物質による汚染状況のモニタリング調査を実施しながら、適正な埋立処分を行って参ります。

そのほか、令和元年度 4 月から開始いたしました廃蛍光灯や使用済み乾電池等といった水銀使用廃製品の分別収集と処分の継続実施をはじめ、循環型社会の構築に向けた取り組みといたしまして、これまでに引き続き清掃美化運動推進事業や集団資源回収事業等の推進を図るとともに、資源古紙や小型家電製品の分別回収を実施し、環境保護やごみの減量化及び再資源化を推進いたします。

組合が保有する施設等につきましては、全体的に老朽化が進行していることから、平成 29 年度に策定した大船渡地区環境衛生組合公共施設等総合管理計画に則り、定期点検と予防保全等の実施による長寿命化に向けた施設管理を推進して参ります。

また、平成 30 年度から繰り延べといたしておりました中間処理施設内に残存している旧焼却施設の煙突の除却につきましては、令和 2 年度の実施に向け、必要な手続きを進めて参ります。

最後に職員の安全管理等であります。収集、中間処理、最終処分各業務において危険を伴う作業も多いところではありますが、大きな事故の発生もなく推移しております。引き続き作業中の安全管理対策の実施を図るとともに、全職員に対し注意喚起のための呼びかけを行い、また、現場における技術研修等の機会を確保したうえで、職員の知識と資質向上により安全管理が図られるよう進めて参ります。

なお、運営方針に係る具体的な施策につきましては、事務局長から説明をいたさせますので、ご審議のうえご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私からは以上であります。

○議長（小松龍一君） 事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） それでは私から令和 2 年度における一般会計予算の具体的な予算の内容についてご説明いたします。議案書の議案第 1 号をお開き願います。議案第 1 号、令和 2 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 211 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、別冊の令和 2 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算書により説明させていただきます。1 ページをお開き願います。令和 2 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算。令和 2 年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 8,455 万 9,000 円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。地方債。第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債による。歳出予算の流用。第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第 1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

お開き願います。第 1 表歳入歳出予算。歳入でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項分担金 2 億 80 万 9,000 円。2 款使用料及び手数料、1 項手数料 1,890 万円。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 39 万 6,000 円。4 款 1 項繰越金 1,000 円。5 款諸収入、1 項組合預金利子 1,000 円。2 項雑入 145 万 2,000

円。6款1項組合債6,300万円。以上、歳入合計額を2億8,455万9,000円とするものでございます。

次のページをご覧ください。歳出でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1款1項議会費38万6,000円。2款総務費、1項総務管理費2,935万7,000円。2項監査委員費11万2,000円。3款衛生費、1項清掃費2億4,797万5,000円。4款1項公債費662万9,000円。5款1項予備費10万円。以上、歳出合計額を2億8,455万9,000円とするものでございます。

お聞き願います。第2表地方債。起債の目的といたしましては焼却施設煙突解体事業であり、限度額は6,300万円、起債の方法は普通貸付又は証券発行でございまして、利率につきましては4%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利息の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率としてございます。なお、償還の方法につきましては、省略させていただきます。

次に、予算に関する説明書の6ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書でございます。1、総括といたしまして、歳入歳出それぞれ前年度と比較した表を載せてございます。この表にてお分かりいただけますように、前年度予算と比較いたしますと、5,841万9,000円の増となっております。その大きな理由でございますが、平成30年度より繰り延べとしておりました旧焼却施設煙突解体撤去を実施することとし、歳入歳出におきまして必要な予算措置をしたことによるものでございます。

7ページをご覧ください。2、歳入でございます。款、項、目、本年度予算額の順に主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目分担金2億80万9,000円。内訳といたしましては、1節事務費分担金1億8,518万円と2節建設費分担金1,562万9,000円でございます。なお、大船渡市及び住田町における分担金の内訳は説明欄のとおりであり、また、積算根拠等につきましては、本予算書の22ページ及び23ページに掲載してございますので、参考にしていただきたいと思います。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料1,890万円。廃棄物処理手数料でございますが、これは一般家庭及び事業系の一般廃棄物を当組合に持ち込み処理する場合の処理手数料でございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金39万6,000円。これは平成26年度から実施しております最終処分場放流水に係る放射性物質測定に要する経費の補助金でございます。お聞き願います。5款諸収入、2項1目雑入145万2,000円。資源古紙引渡料等でございます。6款1項組合債、1目衛生債6,300万円。煙突解体撤去の財源となる公共施設等除却債でございます。

次のページをご覧ください。3、歳出でございます。款、項、目、本年度予算額の順に主なものを申し上げます。1款1項1目議会費38万6,000円。議員報酬及び議会開催に係る費用弁償等でございます。本年度におきましては、隔年で実施しております研修視察のない年度となりますことから、旅費、賃借料で前年度より40万円ほどの減額

となっております。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費 2,935万7,000円。主なものは職員人件費でございます。お聞きいただきまして10ページをご覧願います。2項1目監査委員費 11万2,000円。委員報酬及び月例監査等に係る費用弁償等でございます。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費 2億4,797万5,000円。職員人件費のほか、7節報償費は報償金 400万円。こちらは登録団体となっております地域の子供会や町内会組織が、有価物の集団資源回収を行った場合における奨励金でございます。10節需用費のうち修繕料 513万円。これは中間処理施設や最終処分場、塵芥収集車の修繕費用でございます。12節の委託料は旧焼却施設煙突解体撤去費用として 7,000万円を新たに計上してございますほか、可燃物収集で 4,947万9,000円。不燃物処理、粗大ごみ広域運搬で 1,600万円。最終処分場水質検査 404万9,000円。木くず類処理 500万円等につきましては、従来どおりの項目となっております。13節使用料及び賃借料 307万1,000円は中間処理施設と最終処分場用地の賃借料等でございます。4款1項公債費、1目元金 657万7,000円。2目利子 5万2,000円。これは平成23年度に借り入れた積込中継施設整備事業債と、平成30年度に借り入れいたしました一般廃棄物処理事業債の元利償還金でございます。

お聞きいただきまして14ページ以降でございますが、こちらに給与費明細書等載せてございます。こちらにつきましては説明は省略とさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松龍一君） 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第1号について質疑を許します。8番 瀧上清君。

○8番（瀧上清君） 8番 瀧上です。1点、確認をいたします。3款の衛生費の中で12節委託料の中の民間委託している収集運搬、可燃物収集、不燃物処理、粗大ごみ広域運搬等々ですね、今、非常に燃油等々ですね、変化が大きくなるような気配も見えます。たまたま今は下がっているようではございますけれども、そういったことに対する委託先のですかね、現状とかですね、そういったことはどのように把握されて、今回の予算についてもそういったことが反映されているのか。また、執行年度、令和2年度においては、そういった実情については、どのように聞き取りを図られるのか、そういった点について伺います。

○議長（小松龍一君） 事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） ただいまのご質問であります。一般廃棄物、可燃物収集あるいは粗大ごみ広域運搬、そういった委託契約に係る、いわゆる燃油等の値上がり、それらに対する措置等をどのようにされているか、しているかというご質問であったかと存じます。こちらにつきましては、先ほど管理者の方からもお話しがありましたとおり、平成30年度ですか、30年度、31年、令和元年、令和2年、3ヵ年の長期契約という形で各業者の方に委託契約を結んでおるものでございまして、その燃油等の値上が

りに対して、その措置をしているのかということについてでございますが、現在委託している業者、可燃物収集であれば2社、不燃物処理あるいは広域運搬であれば1社でございますが、これまでのところ、その3社の方から、そういった燃油等の値上がりに応じて、値上がりによって委託契約の上昇を、上昇というか、上げてほしいといったような要望等は組合の方には寄せられてございません。今後につきましても状況に応じて、それらの業者のですね、状況を確認しながら対応して参りたいなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小松龍一君） 8番 淵上清君。

○8番（淵上清君） そうですね、またいで契約ということなので、そのように現状把握に努めていただきたいと思っておりますし、いずれ働き方改革等ですね、ずいぶん労働環境が変わってくるということもありますので、その点もよくよくこうお話し合いをもってですね、より良い労働環境づくりということを念頭において取り組んでいただきたいと意見を申し述べて終わります。

○議長（小松龍一君） 9番 村上薫君。

○9番（村上薫君） 9番 村上です。2点ほど、質問というんですか、いたしたいと思っております。8ページの6款の今回の煙突の除却についてですが、公共施設等除却債6,300万ということで計上になっておりますが、普通ですと地方債の場合は後年度の交付税措置というものが入るわけですが、解体ということで交付税措置というものはないものかどうか。それから何年間で返済をしていくということになるのかお尋ねいたします。

2点目は、今、各自治体も事業体もそうですが、SDGsに関わってお願いといひますか要望しておきたいんですが、当環境組合というのは環境に非常に大きく関わっているところでございますので、是非その持続可能な開発目標の中でも、例えば作る責任、使う責任であるとか、あるいは具体的な対策とか、そういうところは沿岸南部と連携をしている訳ですので、その辺のところをですね、組合としてもSDGsの考え方をきちんと中に入れていくような形にさせていただければよろしいのかなというふうに思います。その辺のお考えをいただきます。

○議長（小松龍一君） 事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） それではただいまご質問のありました件、2点ございましたが、まず最初に交付税措置、煙突解体に伴う起債に伴う交付税措置の有無ということでございましたが、こちらにつきましては、起債名に公共施設等総合管理適正化事業債という正式名称がございます。こちらの方につきましては、交付税措置のないものでございます。これまでこういった施設の解体というものにつきましては、いわゆる解体そのものに対しては交付金あるいは補助金、国からの交付金、補助金の支出というものがございませんでした。更に言えば交付税を、起債を導入するということができないものでございまして、まるっきりその自治体の一般財源によって取り壊さなければならない

というようなものであったようでございます。ただ、それが各地方公共団体からの要望等を受けまして、そういった公共施設の適正管理に対しては起債を導入してもよろしいということで、これは平成 23 年頃に認められるようになったものでございまして、ただ、その起債を導入することは構わないけれども、そういった交付税措置はないというメニューとになっておるものでございます。そのとおり交付税、起債も導入しないということになりますと、単年度でその費用を賄わなければならないということで、その分、分担金を大船渡市、住田町の両自治体に多くお願いすることになる訳ですが、起債を導入することによりまして平準化されると。その負担金を平準化してご負担いただけるようになることとございまして、こういった起債を導入しながら、負担金の平準化も図って参りたいなというふうに考えておるところでございます。まずこれが 1 点。あと起債の償還年度ということとございまして、起債の償還年度につきましては、令和 2 年度の起債を許可、許認可を岩手県あるいは国、そちらの方と申請に基づきまして進めて参るものでございますが、一般的にいけますと 10 年。実は平成 30 年度にも起債の導入を予定いたしまして申請はした訳ですが、あいにく不調等によって事業ができなかったということとございまして、その時にも 10 年を予定して起債の申請を図ったところとございまして、今回、令和 2 年度につきましても、これからの県への申請、令和 2 年度以降の県への申請ということとございまして、そういった形で、同様に 10 年での返済という形での起債申請になろうかというふうに考えてございます。

最後に SDG s に対する組合の考え方というふうなご質問であったかというふうに判断いたしますが、それにつきましては SDG s、これにつきましては、これまで組合でもはっきりとそれに対する方針といったものをお示しはしてきてございませませんが、SDG s そのものでいけますと、社会が抱える問題を解決し、2030 年を目指して明るい未来を作るための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されていると、そういうふうに伺っております。この 17 のゴールのうち目標の 12 ですか、そちらへのターゲットといたしまして、例えば食品ロスあるいは廃棄物の削減、あるいは再利用といった設定がなされてございます。また目標の 13 におきましては、いわゆる気候変動のこと。目標の 14 につきましては海洋環境の保全。そういったことに関するゴールも設定されているというふうに考えております。これらの考え方や設定されておりますゴール、これにつきましては、これまで当組合でも実施して参りました、あるいは構成自治体であります大船渡市、住田町においても推進してきてございますごみの減量化、循環型社会の構築、3R の推進、そういったことと同じものであろうというふうに考えているところでございます。また、持続可能な社会に向けた開発目標としてのこととございまして、その観点ですらすれば、現在大船渡市と住田町において推し進めております定住自立圏構想の取り組みにも関わってくるものではないかなというふうに考えている次第でございます。いずれにいたしましても、これまで当組合で実施してきておりますごみの処理

につきましては、これまでと同様に関係団体と連携を蜜にしながら事務を進めていくことが、先ほど申し上げましたごみの減量化、循環型社会の構築、3Rの推進、そういったことに着眼して事務を進めていくことがSDGsにつながる、そういったことを踏まえた事業実施にでもつながるのではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小松龍一君） 9番村上薫君。

○9番（村上薫君） 今、局長さんの方から、それぞれにつきましてご説明をいただきました。非常にいいようなとらえ方をされているなというふうに思います。あとはいずれ職員さんなり我々等ですが、環境衛生組合に関わっての、現場も含めてですね、取り組んでいるという外に向けての情報発信というか、そういうものも大事なのではないかなというふうに思いますので、今後、進めていただければと思います。以上です。

○議長（小松龍一君） よろしいですか。他にございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） 以上で質疑を終わり直ちに採決をいたします。議案第1号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（小松龍一君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（小松龍一君） 次に日程第4、議案第2号、令和元年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第2号を定めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） それでは私から議案第2号についてご説明いたします。議案書の議案第2号をお開き願います。議案第2号、令和元年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第2号を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第218条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものがございます。

それでは、別冊の令和元年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算書第2号により説明させていただきます。1ページをお開き願います。令和元年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第2号でございます。令和元年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2,606万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

お開き願います。第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。款、項、補正額の順

に申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項分担金 42 万 4,000 円の減。

次に歳出でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。2 款総務費、1 項総務管理費 42 万 4,000 円の減。このことから、歳入歳出の合計額を歳入歳出とも 2 億 2,606 万 6,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、2 款の総務管理費におきまして、決算見込みによる職員人件費の減額と例規追録に伴う印刷製本費と光熱水費の増額、これらに伴う分担金の減額について調整を行うものとなっておりまして、内訳につきましては、5 ページと 6 ページにお示した歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小松龍一君） 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第 2 号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第 2 号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（小松龍一君） 起立全員であります。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（小松龍一君） 次に日程第 5、議案第 3 号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） それでは議案第 3 号についてご説明いたします。議案書の議案第 3 号をお開き願います。議案第 3 号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて。令和 2 年 3 月 31 日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約を別記のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由でございます。令和 2 年 3 月 31 日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、岩手県市町村総合事務組合同規約において所要の整備を行うものでございます。

お開き願います。別記。岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更するものでございます。別表第 1 を次のように改める。別表第 1 は記載のとおりでございま

す。附則。この規約は、令和2年4月1日から施行する。なお、新旧対照表を参考にさせていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小松龍一君） 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第3号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第3号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（小松龍一君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（小松龍一君） 次に日程第6、議案第4号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） それでは、議案第4号についてご説明いたします。議案書の議案第4号をお開き願います。議案第4号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて。令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を別記のとおりとするものの協議に関し、地方自治法第289条及び第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由でございます。令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、退職手当の支給に関する事務に係る財産処分を行うものでございます。

お開き願います。別記。財産処分に関する協議書。令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を次のとおり定める。以下の内容は要約してご説明させていただきます。盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合がこれまで岩手県市町村総合事務組合に納付した退職手当支給事務負担金の総額から、岩手県市町村総合事務組合が盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の職員に支給した退職手当の総額を控除した額のうち、盛岡市の持分額に相当する額を盛岡市に還付するとともに、矢巾町の持分額に相当する額については岩手県市町村総合事務組合に帰属させるといったものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小松龍一君） 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第4号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第4号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（小松龍一君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提出されましたすべての案件が議了いたしました。

これをもちまして令和2年大船渡地区環境衛生組合議会第1回定例会を閉会いたします。本日はたいへんにご苦労さまでございました。

午後1時44分閉会